

舞鶴医療センターにおける売店の設置・運営者の公募の公示

令和2年12月からの当センター内における入院患者、外来患者及び職員等(以下「患者等」という。)のための売店の設置・運営者(以下「運営者」という。)を公募しますので、希望する者は次のとおり企画書を提出願います。

令和2年9月4日

独立行政法人国立病院機構
舞鶴医療センター院長 法 里 高
(押印省略)

1. 事業概要

(1) 事業名

舞鶴医療センターにおける売店の設置・運営事業

(2) 運営内容

運営者は、当病院長が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当センターと協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、患者等のための売店の運営の全般を実施する。

(3) 貸付(運営期間)

令和2年12月1日～令和7年11月30日(5年間)

なお、貸付(運営)期間満了の日の6ヶ月前までに書面をもって契約が終了する旨の通知を行い、契約期間の満了により契約は終了し、契約更新は行わない。

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 企画書の提出者に要求される資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- ① 法人等を設立して5年以上経過しており、売店について良好な運営実績が3年以上あること。
※個人経営でも可である。
- ② 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- ③ 不正及び不誠実な行為がないこと。

(2) 企画書を特定するための評価基準

① 企画書提出者の能力

同種または類似業務の実績、その他主要業務の実績

② 担当予定スタッフの能力

スタッフ数、当該業務に必要な資格及び業務経験、同種または類似業務の実績、その他主要業務の実績

③ 売店の運営方針等

運営方針・運営方法の妥当性、職員配置計画の妥当性、当該運営に対する取組意欲

④運営者からの提案

企画の適格性、企画の創造性、企画の現実性

(3)貸付料の評価

貸付面積に相当する貸付料(使用料)と、収益見込を勘案した貸付料(例えば、売上見込額の何%かを見積もった金額)の合計額による比較評価

3. 手 続 等

(1)担当課・係

〒625－8502 京都府舞鶴市字行永2410番地

独立行政法人国立病院機構 舞鶴医療センター

事務部企画課業務班長

電話0773－62－2680(内線233)

(2)説明書の交付期間及び場所

①交付期間 令和2年9月4日(金)から令和2年9月23日(水)まで
ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日は除く。

②交付場所 (1)に同じ

(3)参加希望者の登録期限、場所及び方法

①登録期限 令和2年9月23日(水) 17時00分

②登録場所及び方法 (1)に同じ 別紙「応募申込書」を持参又は郵送

(4)企画書、入札書の提出期限、場所及び方法

①提出期限 令和2年9月23日(水) 17時00分

②提出場所及び方法 (1)に同じ 持参又は郵送

4. そ の 他

(1)虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書は無効

(2)契約書作成の要否 …… 要(定期建物賃貸借契約による)

(3)企画書のプレゼンテーション …… 令和2年9月24日(木)実施

(4)関連情報を入手するための窓口 …… 上記3(1)に同じ

(5)詳細は説明書による